

確定稿

平成25年第1回  
朝霞市総合振興計画審議会議事録

平成25年7月18日

政策企画室

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回朝霞市総合振興計画審議会	
開 催 日 時	平成25年7月18日（木） 午前10時00分から 午後 0時05分まで	
開 催 場 所	市役所別館2階 全員協議会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 4人	

## 会議資料

### 次第

- 【資料番号1】朝霞市総合振興計画審議会条例
- 【資料番号2】委員名簿
- 【資料番号3】審議会傍聴要領（案）
- 【資料番号4】第5次朝霞市総合振興計画策定方針（案）
- 【資料番号5】総合振興計画と各種計画の位置づけ
- 【資料番号6】審議会スケジュール
- 【資料番号7】第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画
- 【資料番号8】第4次朝霞市総合振興計画実施計画（平成25年度版）
- 【資料番号9】これまでの基本構想（第1次～第4次）
- 【資料番号10】市民意識調査、中学生・高校生アンケート結果報告書（平成22年7月）
- 【資料番号11】朝霞浪漫
- 【資料番号12】都市計画図
- 【資料番号13】基礎データ（朝霞市の概況）

平成25年第1回

朝霞市総合振興計画審議会

平成25年7月18日(木)  
午前10時00分から  
午後 0時05分まで  
別館2階全員協議会室

- 1 開 会
- 2 委 嘱 式
- 3 市長あいさつ
- 4 議 事
  - (1) 各委員の自己紹介
  - (2) 会長、副会長の選出
  - (3) 諮問
  - (4) 総合振興計画策定方針について
  - (5) 今後のスケジュールについて
  - (6) 次回の会議について
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

---

出席委員(19名)

第1号 議員	市議会議員	小池正訓
	市議会議員	船本祐志
	市議会議員	山口公悦
第2号 教育委員会委員	教育委員会	鈴木泰代
第3号 農業委員会委員	農業委員会	小峰保夫
第4号 市内の公共的団体等の役員・職員		
	朝霞市自治会連合会	相ノ谷昌男
	【副会長】朝霞市商工会	鈴木龍久
	朝霞市社会福祉協議会	野本正幸
	朝霞市青年会議所	吉山隼人

	朝霞市PTA連合会	渡邊 誠
第5号 知識経験を有する者	東洋大学法学部教授	斎藤 洋
	大東文化大環境創造学部准教授	島田 恵司
	大東文化大学経済学部教授	中村 年春
	【会長】 東洋大学法学部教授	沼田 良
	(有)プロセスデザイン研究所	百武 ひろ子
第6号 公募による市民		大石 正司
		佐野 隆
		高橋 明子
		安野 さくら

事	務	局	審議監	田中 幸裕
事	務	局	政策企画室長	村山 雅一
事	務	局	同室主幹兼室長補佐	佐藤 元樹
事	務	局	同室専門員	大瀧 一彦
事	務	局	同室主査	又賀 俊一
事	務	局	同室主任	芦原 なつみ

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委嘱式

◎3 市長あいさつ

◎4 議事 （1）各委員の自己紹介

◎4 議事 （2）会長、副会長の選出

○事務局・田中審議監

それでは、議事の方に戻りまして、いよいよ会長、副会長の選出の方にまいりたいと思います。

お手元に資料をお配りしてございますが、朝霞市総合振興計画審議会条例の規定により、会長職につきましても委員の互選によって定めることとなっております。

したがって、まずは立候補の意思のある方を募りたいと思いますがいかがでしょうか。

特に立候補される方がいらっしゃらないようでございますので、指名推薦でお願いしたいと思っております。どなたか御推薦をいただける委員の方、いらっしゃいますでしょうか。

○野本委員

五号委員の中で考えまして、行政学の専門性ということと、それから他の自治体、練馬区などで審議会委員等をお務めになられているとお聴きしましたので、東洋大学の沼田先生にお願いしたらどうかというふうに思いますが。

○事務局・田中審議監

それでは、沼田委員に本審議会の会長職をお願いしたいというふうに決定をいたします。

以上で、私は、仮議長職を離れたいと思います。

この後は、沼田先生にお願いをしたいと思います。

○沼田会長

今、皆さんに選出していただきました沼田と申します。よろしくお願ひいたします。

夕べ遅くまで仕事していて、ずっと眠いなと感じていたんですけども、会長になって目が覚めました。よろしくお願ひします。皆さんのお話を聴いていると、大変弁の立つ方が多いなというふうに思いまして、楽しみに審議を進めさせていただきたいと思ひます。

では、次に副会長の選出をいたします。朝霞市総合振興計画審議会条例の規定によって副会長は

委員の互選によって定めることとなっております。

立候補される方、あるいは推薦の方はございませんでしょうか。

立候補される方がいらっしゃらないようですので、会長の私が推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○沼田会長

それでは、先ほどの紹介その他を聴いていて、多分、私とペアを組んでいただけるといいなと思って鈴木龍久委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○沼田会長

では、朝霞市に精通されている、しかも第4次の計画の前期、後期も副会長として尽力されたということですので、鈴木委員に副会長をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

鈴木副会長にごあいさつをお願いいたします。

○鈴木副会長

ただいま御指名いただきました、鈴木龍久と申します。

大変行き届かないことが多いと思いますけれど、会長をしっかりと補佐いたしまして、この会がスムーズに進むよう一生懸命努めますこととお約束し、着任させていただきます。

どうぞよろしく願いします。

◎4 議事 (3) 諮問

◎4 議事 (4) 総合振興計画策定方針について

○沼田会長

議事の(4)「総合振興計画策定方針について」、事務局より説明をお願いします。

また、総合振興計画について、全く知らない委員も多分いらっしゃると思いますので、まず総合振興計画について簡単な説明をしてから、策定方針を説明していただくようお願いいたします。

○事務局・田中審議監

それでは、総合振興計画の策定について、私からは第5次の総合振興計画の策定の狙いについて概括的にお話をし、細かい話は担当から説明をさせていただきます。

まず、何のために総合振興計画を立てるのかということでございますが、基本的には、憲法が定

める地方自治の本旨、すなわち主権者である市民の皆さんの思いや考えによって、私たちが実際に暮らすこのまちを、私たちが望むあるべき姿へと近づけていくために必要だから総合振興計画を立てるんだと御理解いただければと思います。

したがってこの計画では、大きくは「私たちが望む、このまちのあるべき姿」というのは、どういうものだろうということを議論していただきたいと思います。そして、そのあるべき姿に近付けるために、市の行政、または市民の皆さん、あるいはどのような働きをしなければならないかということについて、議論を重ねながら体系的に整理をし、計画に位置付けていく作業を今後していく必要がございます。

計画を立てることによりまして、市民の皆さんにとっては計画通りに市の仕事が進んでいるのかを随時チェックすることが可能になります。

また、もう一つ大切な点として、市の行政は、市民に最も身近な行政であり、皆さんが少しでも心豊かに安心して生活していただけるよう様々な仕事をしております。

しかしながら、市が行えることにもおのずから限界があります。その限界というのは、公の立場の市が立ち入ってはいけない市民の皆さんのプライベートな領域があるということや、法律などで市が行うべき仕事の範囲が定められ、また、残念ながら市の財政的な力が及ばないところなどでございます。

限られた権限や力を、どのように分配して効果的に仕事をしていくか、どこに重点をおいて仕事をするか、できれば、今後なるべく多くの市民のみなさんにお話を聴きながら、多くの皆さんに納得していただけるような計画を立てたいという思いがございます。

したがって、これから、いろいろな局面で、この審議会の枠を超えて、直接、市民のみなさんと語らう機会も作っていただけると考えておりますし、その中で、市行政と市民の皆さんが協力して仕事を進める機会が広がっていくことも期待しております。

最後に、私たち事務局の職員の願いとしましては、この計画が広く市民各層、子供たちからお年寄りまで、多くの人たちにとって今以上に分かりやすい表現形式のものにできたらうれしいなというふうに思っております。せっかく我がまちの未来を描く計画でございますので、多くの人に接しただいて、後々まで御意見をいただけるような、そんな計画になったら有り難いというふうに思っております。

そんな願いを込めて、この計画を策定してまいりたいというふうに思っております。

もう一点付け加えますと、この将来ビジョンについては、総合振興計画の分野で皆さんのお知恵を拝借して市の中長期的な将来ビジョンを立てると同時に、今後並行して都市計画分野で都市計画マスタープランの見直し作業が始まります。都市計画分野では、朝霞市の中の地域課題を丹念に拾



いながら、地域という土地の差異と申しますか、そういったものに焦点を合わせながらそれぞれの課題に都市計画、まちづくりとしてどういう課題解決の道があるのかというのを探る作業を並行して行っています。

我々は地域課題とともにさらに進めて、各市の行政が携わる各分野の分野ごとの課題点、福祉だとか教育ですとか、そういった分野別の課題点について御議論いただきながら、その中でどこに力を込めていくのかと、その必要性があるのかと、それが市の発展、また皆さんの生活の向上にどう役立つのかと、そういう観点でさらに広い視野に立って御議論いただく場になると思います。

ですので、都市計画マスタープランの動きも随時皆さんに情報を提供してまいりますので、二人三脚で、ある意味ではそういった部分では同じ基本的な市の計画になりますので、相互に関連しながらこの会議の中身を質的に高めていきたいというふうに思っておりますので、その点も踏まえて御協力方お願いをしたいというふうに思っております。

#### ○事務局・大瀧専門員

それでは、初めに総合振興計画について御説明させていただきます。

まず、総合振興計画につきましては、前回の平成22年度の後期基本計画策定から大きく策定に関する考え方が変わっておりますので、そちらからお話ししたいと思います。

それは、先ほどの市長のあいさつの中でもありましたとおり、それまで地方自治法の第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けられていた条文が、平成23年の法改正によってなくなりました。これによりまして、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断になったということが、大きく変わった点でございます。

これまで朝霞市では、昭和50年度からの第1次総合振興計画に始まり、その後10年単位で、第2次、第3次、そして現在の第4次と、地方自治法を根拠として策定をしてまいりましたが、これから皆様に携わっていただく第5次の総合振興計画の策定からは、初めて地方自治法を策定根拠とせず、自主性に基づいて策定することとなります。

それでは、総合振興計画について、現在の第4次を基に御説明したいと思います。

皆様に事前に配付しています、こちらの冊子の「第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画」の、まず、2ページを御覧ください。

皆様と一緒に、ポイントになる部分を参照してまいりたいと思います。

まず、「1 総合振興計画策定の目的」ですが、タイトル下の最初の段落にもありますとおり、この計画は、長期的な視点から本市の将来ビジョンを描きながら、その実現に向けて計画的な行政運営を行うため、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的に、体系的にまとめる計画であ

り、市の各部署が策定する様々な個別計画の基になる最上位計画に位置するものであります。

続いて、その下、「2 総合振興計画の構成と期間」を御覧ください。こちらにはピラミッド型の図がありまして、総合振興計画は、上から「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造からなることが書かれています。

考え方としては、「基本構想」につきましては、本市の将来像とこれを達成するための施策の基本的方向を示しています。計画期間は10年としています。

次に「基本計画」につきましては、基本構想を実現するため、各分野の諸施策を体系的に示しています。計画期間は、前期、後期と分け各5年間としています。

次に、「実施計画」につきましては、基本計画に定めた各施策を展開するため、具体的な事務事業を示し、各年度の予算編成の指針となる役割を持っていて、計画期間は3年、毎年見直すローリング方式を採用しています。

その下の矢印の図は、今申し上げた計画期間を階層順に「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」と並べて役割を分かりやすくしていますので、こちらも合わせて皆様の頭の中でイメージとしてもっていただければと思います。

なお、ただいま申し上げました総合振興計画の構成や計画期間についてですが、今回の第5次の策定では、必ずしも現在の構成や計画期間にこだわらないものと考えておりますので、今後皆様に御意見を伺いながら考えていきたいと思っております。

続きまして、10ページを御覧ください。こちらは、第4次総合振興計画、基本構想の概念図となっております。将来像実現のための基本方針として六つの施策大綱を定め、構想推進のために市民参画の推進、時代に対応した行財政運営を行っていく考え方となっております。

続きまして、資料の24ページを御覧ください。このページから30ページまで、ただいま申し上げた六つの施策大綱ごとに施策の体系図を掲載しています。32の大柱、95の中柱、216の小柱から成っています。

なお、先ほどのピラミッド図のところで説明した実施計画は、小柱にさらに位置付く事務事業レベルの計画であることもここで補足しておきます。

ただいま申し上げました施策大綱を構成する大柱、中柱、小柱、事務事業の体系につきましては、皆様に事前に配付しています、こちらの実施計画、平成25年度版の最初のページです。1枚めくっていただいて、ページで言うと16分の1となっておりますが、ここからのページを御覧いただきますと、その体系がお分かりいただけると思っておりますので後ほど御確認いただければと思います。

なお、既にお分かりだと思っておりますが、総合振興計画策定の成果物は、このような冊子として出来

上がるということでイメージしていただければと思います。

以上で、総合振興計画の説明を終わります。

○沼田会長

ありがとうございました。

続けて、策定方針の説明をお願いいたします。

○事務局・大瀧専門員

それでは、続いて総合振興計画策定方針案について御説明させていただきます。

資料番号4の「第5次朝霞市総合振興計画策定方針（案）」を御覧ください。

まず、内容に入る前にこの策定方針（案）とは、どのように取り扱っていただくのかをお話いたします。

この策定方針（案）は、方針の大枠が記入してあります。

したがって、これから具体的な内容につきましては、今後の審議会において委員の皆様から御意見をいただきながら、最終的にこの8月に方針（案）を固めたいと考えておりますので、このことを踏まえながら御覧いただければと考えております。

また、先ほどの総合振興計画の冒頭説明でも申し上げましたが、今回の第5次総合計画の策定から地方自治法を根拠とした策定義務がなくなっておりますので、市が自主的に策定する最初の計画であることから、審議会の委員の皆様を始め、広く市民の皆様の参加が求められるものと考えております。

それでは、資料の1ページを御覧ください。こちらには「計画策定の趣旨」が箇条書きで書かれています。ポイントになる内容を皆様とともに参照してまいります。

まず、上から三つ目の黒い点、地方自治法を根拠とした策定義務はなくなったものの、市のまちづくりの基本となる指針として総合振興計画を位置付け、基本構想について議会の議決を経て策定するとしています。

また、一番下の黒い点では、総合振興計画を策定する意義は、①市のビジョンと目標を明確にし、②市の施策を体系的に整理するとともに、③市民等とその内容を共有し、実現に向けて力を合わせて行くこととしています。

次に2ページを御覧ください。こちらのページから3ページまでは、「基本的な考え方」が書かれています。

まず、最も基本的な考え方を申し上げますと、第5次は、第4次において何ができていて、何ができていないのか、また今後の課題は何であるのかを踏まえながら、第4次を基礎として策定していくものであると考えています。

全部で七つの項目からなり、どれも重要ですが、特にポイントになる部分を皆様と一緒に参照していきたいと思います。

まず、「(1) 第4次基本構想を引き継ぐ計画」では、二つ目の点で、第4次基本構想をベースに第5次基本構想を検討していくとしています。

また、三つ目の点で、これまでの説明でも申し上げていますが、第5次の基本構想は第4次と同様に議会の議決を経て策定するものとしています。

次に「(2) 総合振興計画の位置付けと根拠」ですが、一つ目の点で、地方自治法の改正により基本構想の議決義務が廃止されたが、総合振興計画は引き続き市のまちづくりの基本となる指針として、自治基本条例において明確に位置付けていくことを検討するとしています。

市としては、何らかの法的な位置付けが必要であると考えていることから、この策定方針(案)に自治基本条例を明記し、今後条例策定の検討に入りたいと考えています。

次に「(3) 行政評価制度と連動した計画」ですが、一つ目の点で、行政評価制度を活用し、第4次基本構想及び基本計画の評価、総括を行うとしています。

また、四つ目の点として、計画策定後も、行政評価制度により計画の進行管理を行うことができるよう留意し、計画策定するとしています。

本市におきましては、平成19年度から行政評価制度導入し、これまで総合振興計画の進行管理を目的として、実施した施策、事務事業の評価、検証を行ってきました。

今後もさらにこの制度を使いやすいものにするため、指標の設定などを分かりやすいものにしていきたいと考えております。

次に「(4) 効果的、効率的な市民参画」ですが、一つ目の点で、基本構想、基本計画の策定に当たっては、広く一般市民の声を反映させるため、効果的、効率的な市民参画手法を取り入れるとしています。

この後の策定体制のところに記載をさせていただいておりますが、総合振興計画審議会を始め、市民意識調査、市民懇談会、キーパーソンミーティング、住民説明会、パブリックコメントによる市民参画手法を考えております。

次に3ページを御覧ください。「(5) 効果的、効率的な職員参画」ですが、一つ目の点で、総合振興計画は、本市の最上位計画であることから、効果的、効率的な職員参画手法を取り入れ、全庁をあげて策定作業を行うこととする、としています。

また、三つ目の点として、基本計画と個別計画の策定作業をできる限り共通化し、二重作業とならないよう合理化を図る、としています。

この後の「(7) の個別計画との整合」にも関連しますが、基本計画と個別計画の策定作業を全庁

的にできる限り共有化し、基本計画を踏まえた個別計画を策定するとともに、二重作業とならないよう合理化を図っていきたいと考えております。

次に「(6) 行政組織との対応」です。この項では、各部、課が総合振興計画に基づき組織マネジメント（事業立案、事業展開、進行管理等）を進めることができるよう、行政の組織体系と施策体系の対応を図り、各部、課の責任を明確にするとしています。

これまでの行政評価制度による評価、検証なども踏まえながら、できる限り組織体系にあった施策体系に整理することで、各部、課の責任をより明確にしていきたいと考えております。

最後に「(7) 個別計画との整合」ですが、一つ目の点です。原則として基本計画と個別計画との計画期間及び内容の整合を図る。ただし、法令等により計画期間が定められている計画は除くとしています。

この趣旨は、先ほどの「(5) 効果的、効率的な職員参画」のところでお話しましたので、ここでは割愛いたします。

次に資料の4ページを御覧ください。こちらのページから5ページまでは、「策定体制」が書かれています。(1) 市民、(2) 庁内体制、(3) 議会、それぞれの役割を図にしております。

まず、図の下の(1)の市民の役割ですが、先ほども申し上げましたとおり、市民参画手法として、この総合振興計画審議会を始め、7通りの方法で計画策定に関わっていただきたいと考えております。

なお、総合振興計画審議会の二つ目の点にあります、「基本構想案及び前期基本計画素案について審議を行う。」と書いてありますが、先ほどの説明にもありましたとおり、基本構想を全体会で、基本計画を策定部会に分けて検討していきたいと考えております。

次に5ページを御覧ください。(2) 庁内体制ですが、部長で構成する策定委員会は、①の策定委員会の三つ目の点にありますとおり、基本構想原案及び各部会においてまとめた基本計画原案について、審議、調整を行い、庁議に提出する役割を担います。

また②の庁内策定部会にありますとおり、基本計画において分野別に五つの部会に分かれて具体的な策定作業を行っていきます。分野別に策定作業を行うことから、市民との意見交換会なども部会が主体で行っていくようになります。

なお、この庁内策定部会につきましては、平成26年4月1日に機構改革を予定しているため、部会の構成が変更となる可能性がありますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

それでは、最後に6ページを御覧ください。第5次総合振興計画策定のスケジュールが書いてあります。

年度ごとにポイントとなるスケジュールを申し上げますと、まず平成25年度ですが、10月に

市民意識調査として、一般調査と青少年調査の2種類の調査を予定しております。12月に市民懇談会の開催、基本構想の総括を予定しております。さらに平成26年3月には、基本計画の総括を予定しております。

次に、平成26年度ですが、平成27年2月に基本構想案前期計画素案を確定し、3月にはパブリックコメントを実施する予定としております。

最後に、平成27年度ですが、6月にこの審議会において答申をいただき、9月に基本構想を市議会から議決いただきたいというふうに考えております。

以上で策定方針についての説明を終わります。

#### ○沼田会長

ありがとうございました。

説明が終わりました。計画そのもの、それから策定方針について両方、何か質問、御意見ございましたらどうぞ。いかがでしょうか。

いきなり聴いても、大変分かりやすい説明だったとは思いますが、今最初に聴いて全部分かるかという、そうでもなかなかないと思いますので、また時間を使ってその都度聴いていただければというふうに思います。

今日は、ここでいったん置いて、先に進めさせていただきます。

では、本題ですけれども、総合振興計画策定方針について審議を行いたいと思います。1ページから順に質疑や意見を伺いたいと思いますけれども、何かございますか。資料の4、1ページ。

#### ○事務局・田中審議監

大まかな補足説明をさせていただきますと、この策定方針を御覧いただいておりますが、今回の第5次の総合計画は、従来の第4次までのように策定方針段階で計画期間をあらかじめ市の方で設定するとか、また基本構想、基本計画、実施計画といった三層構造にするとか、その形式や期間をあえて定めていないんです。

その意図は、この審議会の中で新たな時代に向かっている朝霞市の総合計画の形式や在り方、それから計画期間等について御意見をいただきながら、市に御提言をいただきたいという思いがございます。

したがって、計画期間でも従来は10年でやってまいりまして、基本計画は半分の5年ごとにとという形式でやってきたわけですけれども、それが必ずしも市にとっていいものなのかどうか、時代状況もありますので、その辺の御意見をいただきながら、終始まとめていきたいと思っております。

いろいろな自治体で今、取組が始まっております、基本構想自体10年のところもあります

し、20年や長いところでは30年まで延ばしているところもございます。もちろん中間的な見直し作業はやるんでしょうけれども、そういう作業をやっているところもありますし、また市長の任期が4年ごとという形になりますので、市長が変わると政策的な変化がどうしても生じるので、市長の任期に合わせて例えば12年というような形で、任期がうまく計画とだぶっているかどうかという、その辺の期間的調整が最初の段階では必要になるかもしれませんが、そういう手法を取っている自治体もございますので、いろいろな自治体が試行錯誤をしている段階でございますので、そういった例を御紹介しながら、今度の第5次については、こういう計画期間で、こういうコンセプトで、そのコンセプトを生かすにはこういう構想と具体的な計画というのを構造的に作っていったらいいんじゃないかとそういうレベルのお話から、実はこの審議会で御意見を賜りたいと思いついて、あえてこちらの策定方針の中に、そういう具体的な市の思いをあえて明確に示さなかったといったところがございますので、その辺を御理解いただきながら、こういう方向性で総合振興計画を作りたいという大枠の話として、この策定方針を受け止めていただければ有り難いと思います。

○沼田会長

ありがとうございました。

お話を聴いていて印象ですけれども、やっぱり自前の総合計画を初めて今日から作るんだという雰囲気ですね。だから4番目の構想が終わったので5番目にするということよりは、むしろ国の縛りがなくなって、自分たちのまちを自分たちでつくるというのが、初めて一步、今から前へ出ようというところなので、前例はないというふうにむしろ考えた方がいいと、そういう雰囲気の策定方針なのかなというふうに思いました。

事務局サイドも、相当抑制してると言うんですかね、本当ならもっとがんじがらめにした方が楽なんでしょうけれども、結構抑制して市民側のフリーハンドを容認しようというような、今までとはちょっと違ったスタイルの参加方式も入っていますし、そういう意味ではやりがいがある会議、やっていけるのかなという。

ただ、ある意味で自由というのは裏側から言うと大変なことでもあるので、いきなり最初から落としたりするのはよくないんでしょうけど、自由さと楽しさの裏に、しんどさもきっとどこかであるんだろうと思いついて聴いていました。ただ、面白いなあという感じはしました。

○山口委員

ちょっとお伺いしますね。

端的に言うと、この平成25年度のこの審議会の役割として二つあると。一つは、総合振興計画策定をする上での基礎調査、それともう一つは、第4次の総括ということですよということですね、今言ったのは、そういうことですよ。

そういうことであるならば、ちょっとお伺いしたいんですけれども、基礎調査をする上での、例えば市民意識調査とか、そういうものの設問の仕方がありますよね、そういうものについてもこの審議会でやるということなのか、要するに、この審議会の関わり方としては、何を<sup>そじょう</sup>狙上<sup>じょう</sup>に載せてやるのかと言った辺りのことを少しイメージも含めて言っていただければ、基礎調査の関係ではこうですよ。

それからもう一つは、第4次の総合振興計画の進捗状況と到達なり評価なりというものについては、この審議会と、行政評価制度の関係がありますよね、それとはどのような兼ね合いがあるんですよという辺り、ちょっと話してもらえますか。

○事務局・村山室長

まず最初に基礎調査の関係ですけれども、山口委員のおっしゃるとおり、設問事項についても皆さんの意見を伺いながら決めていきたいというふうに考えております。

ただ、いきなり白紙でポンと出しても大変な部分はあるかと思しますので、ある程度たたき台を用意するというのは考えておりますけれども、今まではどちらかという、もう事務局サイドで全部設問を決めて調査を行っていたわけですけれども、その内容についても皆さんの御意見を伺いたいというふうに思います。

あと2点目の進捗状況の関係なんですけれども、朝霞市では行政評価といいまして、要するに、市の行っている施策なり事務事業が効果的に行われているかですとか、予定通り進んでいるか、そういうのを毎年毎年、評価をする仕組みを持っております。まずは職員の方で自己評価しまして、それをまた外部の方、市民等も含めた方にチェックしていただいているという、そういう仕組みを導入しているんですけれども、当然そこで「朝霞の事務はこういうところに問題があるよ。」とか、「この辺ちょっと遅れているね。」とかそういった御意見は頂いているところですので、当然、その結果というのもこちらの会議の方にお示ししたいというふうに考えております。

○沼田会長

よろしいですか。

そのほか、何か御意見、質問ございましたら。

○佐野委員

基本的な考え方の第2項に、総合振興計画の位置付けと根拠とありますけれども、今後は、この計画が威力を発揮するためには、そういった法的根拠が必要になるということが必須なんですか。

○事務局・田中審議監

条例に位置付けるというのは、市の考え方として総合計画にどういう位置を与えるかということ、条例化すれば、要するに議会の御承認を得て、市の共通の考え方として位置付けることが公的



になるわけですね。公に認められるという形になります。市としては、あえて言うところ総合計画というのは朝霞市にとってこういう位置付けのものであるということを経済に知らせるというような、そういう意味合いがございます。効力の問題は、計画ですので、特に条例化をしなければ効力は発生しないかという、そういうものではありません。

ただ、ここにも書いてありますように、地方自治というのはその自治の考え方として、自分たちのまちのことを自分たちが決めていくんだという、その基本的な考え方からすれば、条例という形で市の行政と議会がそれぞれの役割の立場で議論をし、それを納得し、市民の皆さんとともにそういう位置付けをしていくということが、作業としては非常に重要なことだというふうには認識しているので、それを目指したいというふうに思います。

あと、法的な点であえて言えば議決権の問題がございますので、これは専門的になってしまいますけれども、地方自治法の96条に議会の議決事項というのが列記されていますが、現在の地方自治法には総合振興計画の基本構想の議決というのがなくなっている状態なので、新たに位置付けるということは、議会に議決を委ねるということ、議決していただきたいと提案することを市長の権限で議会にお願いするという条例化の作業は、手順としては必要になるかなというふうには思っています。

○沼田会長

やっている県議会もありますよね。総合計画をね。

ということで、議会が決定しないと単なる行政計画で終わるんですけども、権威付けとか民主的な背景を持つみたいなことと言われたんだろうと思います。

○佐野委員

そうしますと、この自治基本条例なるものを、これから2、3年の間に策定するというのを計画されているということなんですね。

○事務局・田中審議監

市の姿勢としては、既にこの第4次の総合計画後期基本計画を読んでもらうと、最後の方に構想推進の部分で市民参加について条例化を含めて検討するというになっており、現に検討しておりますので、市の立場としては、条例化に進んでいきたいというふうに思っています。それは市長も議会でも言明されていますので、そういう方向性の考え方を持っています。

ただし、自治基本条例というのは、市の行政だけが突出して勝手に作ればそれでいいのかという話は一方ではありますので、やはり市民の皆さんのお考え、また議会の側のお考え、それぞれが環境として整ってこない、皆が納得する形で基本条例というのは作らないと、条例自体の条文を作るのは非常に簡単なんですけれども、その条例の条文を作っていく過程の中で議論をし、こういう

まちをつくっていくためにはこういう基本的な条例が必要なんだねという相互理解が進んでいくと  
いったことがベースとしては必要になっていくので、それをこの総合計画の策定と並行して進めたい  
というふうに我々は願っているんですけども、そういう環境がこの期間内で醸成されるかどうか  
かというのが、我々は努力しますが、それは市民の皆さんの方の考え方もありますし、議会の  
皆さんの方の総意がどういうふうに固まるかということもあるので、「必ず自治基本条例を作ります。  
」といったところまでは我々の立場からすると言えないんですけども、作ってちゃんと位置付  
けたいという思いは市の側にあるということでここにうたっていると。

○沼田会長

よろしいですか、すみません。

あまり進行が上手じゃなくて、もう12時になろうとしていますので、ちょっと進行について相  
談なんですけれども。

もし、何か意見があれば頂いて事務局と回答するという方法が一つと、あるいは、次に回すと。  
御意見その他は、次回にそのまま回すという、両方やってもいいんですけども、そういうこと  
で、一旦ここは閉めたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(異議なし)

○沼田会長

よろしいでしょうか。では、どうしたらいいでしょう。

では、次回に回す。後は途中で何か言いたいということがあれば事務局の方に、メール、  
FAX、その他電話でも、いらっしゃっても構いませんので言っていただければ、それで蓄積して  
対応するということにしたいと思います。

それでは、出されましたので、修正についてはまた次回ということにいたします。

◎5 その他

○沼田会長

では、議事の5、最後のところに移ります。

次回の会議について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局・又賀主査

次回の会議につきましては、皆様のお手元に日程調整表があると思います。事前にお配りできな  
くて申し訳なかったのですが、この場でお書きいただきまして、会議が終わりましたら回収いたし  
ます。

○小池委員。

調整表を見ると8月だけなので、次回は8月中にやりたいという意向なんですか。

○事務局・又賀主査

そのとおりでございます。

◎6 閉会

○沼田会長

ではということで、記入をしていただくということで、一旦会議を閉めたいと思います。

今日は長時間、ありがとうございました。

これで会議を終わります。